

国民年金保険料の免除・納付猶予承認の更新には申請が必要です

経済的な理由や失業、退職などで、国民年金保険料を納付することが困難な方は、保険料免除制度や保険料納付猶予制度を利用することができます。

免除・納付猶予の承認期間は、7月から翌年6月までの間で、前年度に引き続き承認を希望する場合や、新たに承認を受けようとする場合は、申請が必要です。また、免除・納付猶予の申請は、申請月の2年1か月前までさかのぼることができます。希望する方は、早めの手続きをお願いします。

※あらかじめ「継続申請」をし、「全額免除」、または「納付猶予」が承認された方については、再度の免除・納付猶予申請は不要です。

※失業で申請した方は、翌年度に継続申請ができませんので、7月以降に再度申請してください。

対象 次のA～Eのいずれかに該当する方

A 所得審査対象者の前年における所得額が次表の「免除・納付猶予が適用される所得」の上限額以下であること

種類	所得審査の対象者	免除・納付猶予が適用される所得の上限額	免除後の保険料月額	老齢基礎年金に反映される割合
全額免除	被保険者、配偶者、世帯主	(扶養親族等の数+1)×35万円+22万円	0円	50%
4分の3免除		78万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等	4,140円	62.5%
半額免除		118万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等	8,270円	75%
4分の1免除		158万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等	12,410円	87.5%
納付猶予(50歳未満)	被保険者、配偶者	(扶養親族等の数+1)×35万円+22万円		0%

B 失業、退職、倒産、事業の廃止などがあること

C 地方税法に定める障害者、または寡婦であって、前年の所得が125万円以下であること

D 生活保護法による生活扶助以外の扶助を受けていること

E 特別障害給付金を受けていること

申請場所 保険医療課 **必要書類** ①年金手帳、②印鑑(スタンプ印不可)

※失業や退職を理由に免除・納付申請をする場合は、雇用保険受給資格者証、または雇用保険被保険者離職票等の写しが必要です。

免除・納付猶予承認期間の扱い

免除・納付猶予承認期間は、受給資格期間に算入されますが、保険料を全額納付したときに比べ、将来受け取ることができる年金額が少なくなります。なお、年金の受給前であれば、10年までさかのぼって保険料を納めることができます。

※3年以上前の免除・納付猶予期間の保険料の追納については、納付いただく保険料に一定の金額が加算されます。

☎市民協働部保険医療課(庁舎1階) 担当:片山公子 ☎43-0501

財源確保と利用者負担の公平性を保つため

上下水道料金 滞納整理強化月間

STOP!滞納

上下水道料金は、将来にわたり健全で安定した上下水道事業の運営を持続していくための大切な財源です。その財源確保のため、また利用者負担の公平性を保つため、7月、12月、2月、3月を「滞納整理強化月間」と定め、滞納整理に集中的に取り組めます。

期間中は、滞納料金を回収するために、滞納者に対して電話や文書、現地訪問などで催告を行い、納期内納付の厳守と自主納付についての指導を普段以上に徹底します。上下水道料金の納め忘れがあれば、早急に納付してください。

なお、失業や病気、新型コロナウイルス感染症感染拡大による影響など、予期しない事情で、一時的に納付が困難である場合は、そのまま放置せずに早急に水道お客様センターにご相談ください。やむを得ない事情であると市が判断した場合は、納付誓約による分割納付などの猶予措置を執ります。

☎上下水道部管理課(庁舎3階) 担当:吉田浩康 ☎43-0533 ☎水道お客様センター(庁舎3階) ☎43-0538

後期高齢者医療制度のお知らせ

①後期高齢者医療被保険者証(健康保険証)が新しくなります

現在の「後期高齢者医療被保険者証(以下、健康保険証といいます。)」の有効期限は、令和2年7月31日(金)です。8月1日(土)からは、7月中にお届けする新しい健康保険証をご使用ください。

平成31年度の健康保険証の有効期限

7月中旬以降	8月
令和2年度の健康保険証をお届けします。	令和2年度の健康保険証をご使用ください。平成31年度の健康保険証は、使用いただけません。

限度額適用認定証、または限度額適用・標準負担額減額認定証をお持ちの方で、8月以降も引き続き対象となる方には、新しい健康保険証とともに新しい認定証をお届けします。

保険料を滞納している方には、有効期間が短い健康保険証をお届けします。保険料の納期内納付が困難な方は、早めに保険医療課にご相談ください。

②「後期高齢者医療保険料額決定通知書」をお届けします

平成31年中の所得に応じて計算した被保険者一人おひとりの保険料額を記載した「後期高齢者医療保険料額決定通知書」を7月中旬にお届けします。

保険料額は、後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計額等に応じて、特別徴収(年金からの天引き)でお支払いいただく場合と、普通徴収(口座振替や納付書による納付)でお支払いいただく場合があります。なお、普通徴収の場合は、7月から翌年3月までの間に毎月(計9回)お支払いいただきます。

③医療費の限度額適用について

■医療機関等の窓口での支払いを軽減するには

①限度額適用認定証、または、②限度額適用・標準負担額減額認定証を医療機関等の窓口で提示すると、外来、入院ともに1か月間の支払いは、自己負担限度額までになります。交付を希望する方は、保険医療課で申請してください。

※保険適用外の医療費については、対象外です。

申請場所 保険医療課 ※郵送での申請を希望する方は、事前にお問い合わせください。

持ち物 ①健康保険証、②印鑑(スタンプ印不可)

①限度額適用認定証 **対象** 次表の「現役並み所得者Ⅰ・Ⅱ」に該当する方

②限度額適用・標準負担額減額認定証 **対象** 次表の「低所得Ⅰ・Ⅱ」に該当する方(入院時の食事代も減額されます。)

所得区分	自己負担割合	自己負担限度額(月額)		入院時の食事代(1食当たり)	
		個人ごと(外来のみ)	世帯ごと(外来+入院)		
現役並み所得者	Ⅲ	同一世帯に、住民税課税所得額690万円以上の後期高齢者医療の被保険者がいる方	252,600円+(総医療費-842,000円)×0.01 [多数回は、140,100円] (※3)	460円	
	Ⅱ	同一世帯に、住民税課税所得額380万円以上の後期高齢者医療の被保険者がいる方	167,400円+(総医療費-558,000円)×0.01 [多数回は、93,000円] (※3)		
	Ⅰ	同一世帯に、住民税課税所得額145万円以上の後期高齢者医療の被保険者がいる方(※1、2)	80,100円+(総医療費-267,000円)×0.01 [多数回は、44,000円] (※3)		
一般		同一世帯に、住民税課税所得額145万円以上の後期高齢者医療の被保険者がいない方	18,000円 年間上限144,000円	57,600円 [多数回は、44,000円] (※3)	
低所得	Ⅱ	世帯員全員が住民税非課税である方	8,000円	24,600円	210円(※4)
	Ⅰ	世帯員全員が住民税非課税であって、かつ各所得が0円の方 ※公的年金等控除額は、80万円		15,000円	100円

★公的年金等とは、①国民年金、厚生年金、共済年金、②企業年金、③外国の公的年金をいいます。

※1…次のA、Bのいずれかの場合に該当する方は、申請いただくと「一般」の区分になります。

対象となる可能性がある方には、申請書をお送りしています。

A 同一世帯の被保険者が1人で次のA、Bのいずれかを満たす場合

A 被保険者の前年の収入額が383万円未満であること

B 同一世帯に70歳以上75歳未満の方がおり、被保険者と70歳以上75歳未満の方全員の前年の収入合計額が520万円未満であること

B 同一世帯の被保険者が2人以上で、被保険者全員の前年の収入合計額が520万円未満の場合

※2…昭和20年1月2日以降に出生した被保険者がいる世帯で、被保険者全員の基礎控除(33万円)後の総所得金額等の合計額が210万円以下の場合、「一般」の区分になります。

※3…過去12か月以内に上限額に達した月が3回ある場合、4回目以降の自己負担限度額は[]内の金額になります。

※4…低所得Ⅱの認定を受けている期間において、入院日数が90日を超える場合の91日目からの額は、160円となります。適用には、別途申請が必要です。詳しくは、保険医療課にお問い合わせください。

☎市民協働部保険医療課(庁舎1階) 担当:友藤由貴子 ☎43-0501